

# 誰一人、どの地域も取り残さない 栄養施策の推進に向けて

厚生労働省健康・生活衛生局  
健康課栄養指導室

# はじめに

- 栄養は活力ある持続可能な社会の基盤である。全国各地で、「誰一人取り残さない栄養改善の取組」を推進していく必要がある。
- しかし、多くの自治体では、行政栄養士は少数配置と思われる。栄養改善の取組を効果的・効率的に推進するには、様々な工夫が必要となる。
- どのような視点・方法があるのか、皆さんとともに考えたい。

# 東京栄養サミット2021の開催と日本政府コミットメント

## 成果文書（東京栄養宣言）

- 本サミットで発表・議論された内容を取りまとめ、成果文書として、東京栄養宣言（グローバルな成長のための栄養に関する東京コンパクト）を発出。
- 各関係者からのコミットメント（誓約）※がまとめられており、日本政府もコミットメントを表明。

※ 各コミットメントの進捗は、国際機関に毎年報告し、公表されることになっている。

### 【日本政府コミットメント（抜粋）】

- 国内政策：我が国の栄養関連施策の強化を推進し、その利点を対外的に発信。  
**持続可能な社会の基盤となる「誰一人取り残さない日本の栄養政策」を推進。**  
**健康的で持続可能な食環境づくりを始め、進捗等について2023年から毎年公表。**
- 国際支援：二国間及び多国間の枠組みを通じた支援により、世界の栄養改善に貢献。
- 国内外の栄養改善の取組強化に向け、分野横断的な連携体制を構築。



# 東京栄養サミット2021を踏まえた 日本の栄養改善の取組に関する年次報告

- 日本政府は、東京栄養サミット2021での日本政府コミットメントとして、「誰一人取り残さない日本の栄養政策」の更なる展開と、その進捗や成果について、2023年から毎年発信していくことを表明。
- 厚生労働省は、このコミットメントを踏まえ、**2023年は「多部局・多職種連携による先駆的事例」を、2024年は「離島・山間地域における、どの地域も取り残さない栄養改善の取組」**をテーマに国内外へ発信。

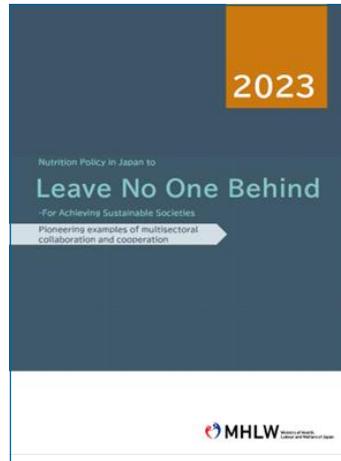
## 2023年「多部局・多職種連携による先駆的事例」

### 【レポート】

(日本語)



(英語)



### 【スライド】

(日本語)



(英語)



### 【動画】

(日本語)



(英語)



# 東京栄養サミット2021を踏まえた 日本の栄養改善の取組に関する年次報告

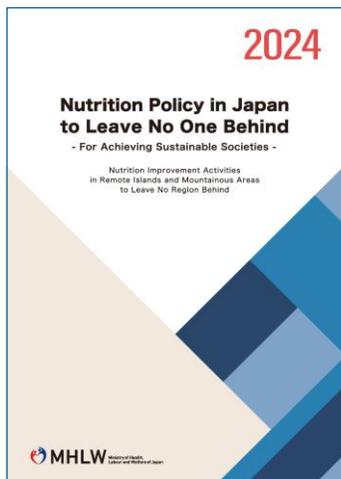
## 2024年「離島・山間地域における、どの地域も取り残さない栄養改善の取組」

### 【レポート】

(日本語)



(英語)

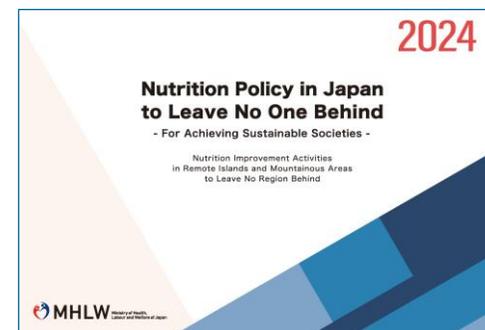


### 【スライド】

(日本語)



(英語)

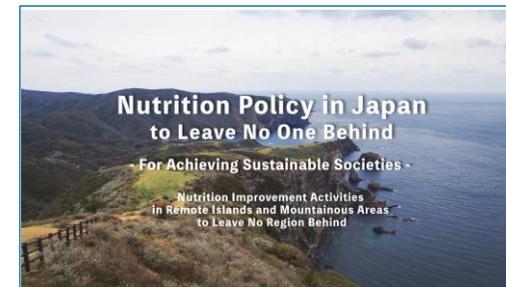


### 【動画】

(日本語)



(英語)



# 事例一覧

本スライドでは、離島・山間地域における7つの取組事例を紹介する。

いずれの事例においても、管理栄養士がその地域に応じた方法で「誰一人、どの地域も取り残さない栄養改善の取組」を推進している。



No.	分野	取組地域（市町村）／組織	事例のポイント
①	行政	北海道中川町／ 中川町役場 幸福推進室	学校給食のない町の唯一の管理栄養士が、生涯にわたる健康の実現を目指し、栄養改善の司令塔として総合的な取組を実施
②	行政	群馬県下仁田町／ 下仁田町役場 保健課	役場の管理栄養士が調整役となり、地域一丸となった住民主体の栄養改善を推進
③	行政	東京都新島村／ 新島村役場 さわやか健康センター	管理栄養士が地域連携のハブとなり、村内の栄養専門職と共に一体的かつ継続的な栄養改善の取組を実施
④	医療	島根県西ノ島町／ 隠岐広域連合立隠岐島前病院	地域で唯一の有床病院の管理栄養士として、患者一人ひとりに寄り添った栄養管理を通じて地域医療に貢献
⑤	医療	長崎県五島市／ 長崎県五島中央病院	自治体が発行する事業を活用し、通院が難しい遠隔地の高齢患者等への栄養食事指導を実施
⑥	介護	愛媛県松山市（中島地区）※1／ 社会福祉法人島寿会特別養護老人ホーム姫ヶ浜荘	島唯一の介護保険施設の管理栄養士が、親しみやすい専門職として地域福祉にも目を向けた栄養改善の取組を実施
⑦	防災	鹿児島県奄美地域※2／ 公益社団法人鹿児島県栄養士会災害支援チーム	日本初の離島地域の災害支援チームを養成し、地域の文化を尊重しながら住民の自助・共助の力の向上に尽力

※1 本スライドでは松山市と合併した旧中島町の行政区域を「中島地区」としています。

※2 本スライドでは奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島の8つの有人島から成る地域（奄美群島）を「奄美地域」としています。

2023年度 厚生労働省予算事業「令和6年度の国内外への情報発信に向けた、東京栄養サミット2021を踏まえた日本の栄養改善の取組の進捗等に関する調査等一式」において作成

# 全ての地域住民を支援するため、 リソースの拡大・最大活用に取り組んできた

都市部では、人口が多く、管理栄養士・栄養士が複数名配置されている施設や組織も多いことから、業務分担の下、誰一人取り残さない栄養改善に取り組むことができる。一方、離島・山間地域では、管理栄養士・栄養士の配置が限られており、その地域に一人しか配置されていないことも珍しくない。

このように、管理栄養士・栄養士が少ない地域においては、特に、誰一人取り残さない栄養改善の推進に当たり、組織内外のそれぞれにおいて、人・物・情報等のリソースの拡大・最大活用に取り組むことが必要不可欠となる。

リソースが限られる  
離島・山間地域での  
誰一人取り残さない  
栄養改善の推進

## 組織内のリソースの拡大

### 管理栄養士・栄養士の増員

(栄養のニーズについて、データに基づき根拠を示し、組織に増員を働きかける 等)

### 多職種連携の強化

(多職種での情報共有や勉強会、より効率的な役割分担への変更 等)

### 業務の効率化

(ノウハウの蓄積、ICTによる業務の自動化 等)

## 組織外のリソースの最大活用

### 地域内の連携の強化

(地域の関係機関や市民団体等との連携強化)

### 地域を超えた連携の強化

(都道府県の本庁や保健所、大学、職能団体等との連携強化)

2023年度 厚生労働省予算事業「令和6年度の国内外への情報発信に向けた、東京栄養サミット2021を踏まえた日本の栄養改善の取組の進捗等に関する調査等一式」において作成

# 離島・山間地域では 栄養改善の取組を促進する4つの要因がある

日本の離島・山間地域では、リソースを拡大・最大活用しながら「誰一人、どの地域も取り残さない栄養改善の取組」を実施していくに当たり、4つの促進要因が重要な役割を果たしている。地域の状況や取組内容によってこの4つの促進要因の軽重は異なるが、いずれの離島・山間地域においても共通して重要となるものである。

## < 離島・山間地域における、誰一人取り残さない栄養改善の取組の4つの促進要因 >

### 関係者間の課題共有と 連携の構築

地域住民と接する中で拾い上げた栄養・食生活に関する課題や栄養改善の重要性を組織内外の様々な関係者に共有し、地域に対する互いの危機感や想いを尊重し合いながら関係性を深めることで、地域全体が領域を超えて連携・協力するための基盤を作る。

### 計画や仕組みの活用による 地域での展開

限られた条件下でも実行可能かつ有効な取組を企画し、組織の各種計画や仕組みを活用することで、関係者を巻き込みながら確実に業務を遂行する。

### 使命感とリーダーシップ

管理栄養士・栄養士の数が限られる地域において、所属組織や地域からも活躍を期待される中、この地域の栄養課題の解決に貢献したいという使命感の下、栄養改善の取組を推進するために組織の枠組みに留まらない視点を持ち、リーダーシップを発揮する。

### 自己研鑽と 成長機会の獲得

人口減少や高齢化等を背景に変化する栄養課題に取り組むため、自己研鑽を重ねて知識やスキルを日々アップデートする。また、各組織だけでは十分な人材育成のための資源が得られないこともあるため、他団体の研修や学会に参加するなど成長の機会を積極的に獲得しようとする。

# 今後の展開と国際貢献に向けて

## ■ 国内においても知見が共有され、取組が一層推進されることを期待する

本スライドは、紹介した7事例と同様の離島・山間地域はもとより、これらの地域と連携する保健所や自治体、これから管理栄養士・栄養士を目指す方々や養成施設の教職員にも参考になると考えている。また、**都市部においても、離島・山間地域における取組を知ることは、その地域の取組を振り返るための視点を得ることにつながる。**

日本国内の栄養改善の取組を一層推進し、持続可能なものとするためにも、これらの知見を活用していただきたい。

## ■ 日本の知見を世界に発信することによる、国際貢献を目指す

前述のとおり、日本では100年以上前から栄養専門職の養成を開始し、離島・山間地域を含む全国に管理栄養士・栄養士を配置してきた。そして、これらの人材が全国各地で「誰一人、どの地域も取り残さない栄養改善の取組」を実施しており、**組織内外のリソースの拡大・最大活用や管理栄養士・栄養士の想い・専門性に関する4つの促進要因が重要なポイントとなっている。**

長きにわたり離島・山間地域における栄養改善に取り組んできた日本のこうした知見の中には、各国の取組に活用できる多くの示唆が含まれていると考える。

日本は、東京栄養サミット2021の開催を契機に、栄養改善の機運を一層高めるため、日本の100年以上の栄養改善の取組の経験や知見を世界に発信し、栄養課題の解決、ひいてはその先に達成されるであろう持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えている。

2023年度 厚生労働省予算事業「令和6年度の国内外への情報発信に向けた、東京栄養サミット2021を踏まえた日本の栄養改善の取組の進捗等に関する調査等一式」において作成

# 健康日本21(第三次)の目標設定(イニシアチブ関係)

## 健康日本21(第三次)

### 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)と、より実効性をもつ取組の推進(Implementation)を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」を推進するものである。

### 第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

#### 二 目標設定の考え方

#### 3 社会環境の質の向上

##### (二) 自然に健康になれる環境づくり

自然に健康になれる環境づくりとして、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙をはじめとする分野で取組が進められており、これらの取組の推進に関する目標を設定する。具体的には、「**健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ**」、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり等による身体活動・運動に取り組みやすい環境整備及び受動喫煙環境に関する目標について設定する。

目標	指標	目標値
「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」に登録されている都道府県数	47都道府県 (令和14年度)

# 健康日本21(第三次)における「イニシアチブに登録されている都道府県数」

## 目標・指標・目標値の設定背景

- 「誰一人取り残さない日本の栄養政策」の更なる推進の一環として、健康的で持続可能な食環境づくりを全国各地で効果的に推進するには、国の取組(イニシアチブ)と、地域特性を踏まえた都道府県との取組を相補的・相乗的に展開していくことが重要。
- このため、イニシアチブを活用した、食環境づくりに関する国と都道府県の効果的な連携関係(食環境アライアンス)を構築し、全国に広めていくことが必要。

## 「都道府県数」の考え方

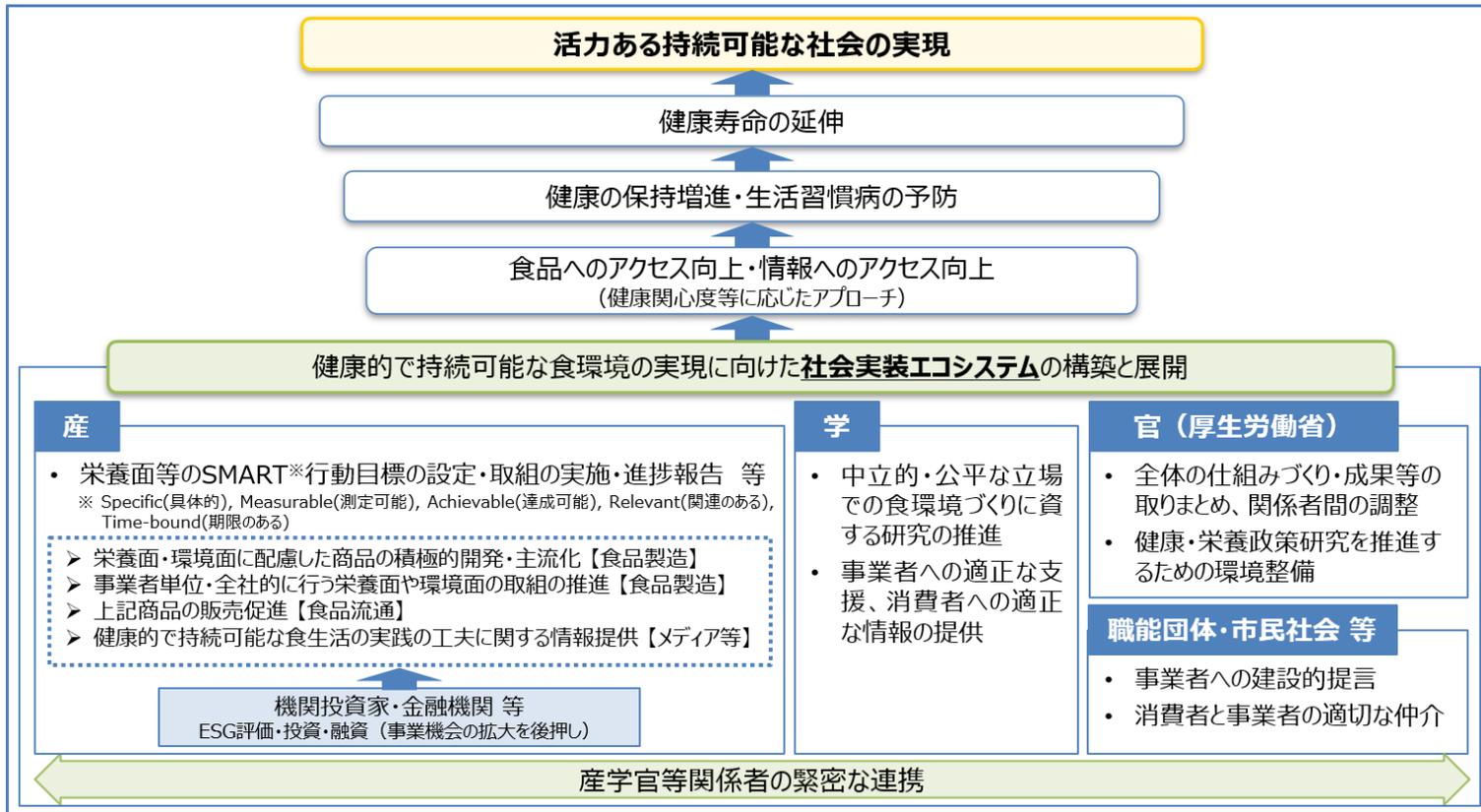
「都道府県数」とは、以下の(1)及び(2)を満たす取組として、イニシアチブとの連携に係る申請を行った上で、イニシアチブに登録された都道府県である。

- (1) 都道府県等として、**健康的で持続可能な食環境づくりを推進するための組織体(産学官等の構成が望ましいが、少なくとも産官で構成するものとする。)**を設置し、組織体の取組の内容、成果等について合意形成を図るための会議を定期的開催するとともに、取組に係る年次レポートを作成・公表する。
- (2) 食環境づくりは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品へのアクセスと情報へのアクセスの両方を相互に関連させて推進していくことが重要であり、この考えに沿った取組は、事業者の業種や規模を問わず可能である。こうした観点から、都道府県等として、幅広い業種等の事業者に対し、以下の①から④の全てを含む取組を実施する。
  - ① **組織体への参画と、それを介したイニシアチブへの参画について呼び掛けるとともに、事業者からの各種照会等に対応する。**
  - ② **組織体への事業者の参画要件として、イニシアチブと同様の内容(少なくとも「食塩の過剰摂取」への対策に関する行動目標を1つ以上設定し、都道府県に申請する。)**を提示する。
  - ③ **栄養・食生活に関する地域診断(食品へのアクセスと情報へのアクセスに関する内容を含む。)**の結果を踏まえ、**地域課題を事業者に提示し、その解消に資する行動目標の設定を推奨・支援する。**
  - ④ 健康に関心の薄い層へのアプローチに係る方針を提示することで、**健康関心層のみならず、健康に関心の薄い層へのアプローチも推奨する。**

# 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

～誰一人取り残さない食環境づくりの日本モデルを、世界に向けて発信・提案～

- 厚生労働省は、有識者検討会※1報告書(2021年6月公表)及び東京栄養サミット2021(2021年12月開催)を踏まえ、産学官等連携※2による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を2022年3月に立ち上げ。
  - ※1 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会
  - ※2 「産」は、食品製造事業者、食品流通事業者、メディア等、多様な業種を含む。
- 本イニシアチブは、「**食塩の過剰摂取**」、「**若年女性のやせ**」、「**経済格差に伴う栄養格差**」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開。**日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。**



## 関係省庁との連携(環境省、消費者庁)

(参考2) 関係省庁からの情報提供です。SMART形式の行動目標・評価指標の設定に当たり、適宜ご参照ください。

- [環境省からの情報提供（食品関連事業者等に推奨する環境に係る主な取組例）（PDF）](#)
- [消費者庁からの情報提供（健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブの行動目標・評価指標例）（PDF）](#)

SMART形式の行動目標を作成しましたら、申込みフォームよりお申し込みください。

[申込みフォームはこちら](#)

出典：厚生労働省「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」ウェブサイト (<https://sustainable-nutrition.mhlw.go.jp/recruit>, 2024年6月12日アクセス)

# SMART形式の行動目標設定の際の参考情報(環境省からの情報提供)



## 食品関連事業者等に推奨する環境に係る主な取組例

- ① **TCFD** (気候関連財務情報開示タスクフォース) の提言に基づくシナリオ分析の実施、**SBT** (Science Based Targets) 認定取得、**RE100** 参加、  
のうちの 1 つ又は全部を行うことを通じて、脱炭素経営に取り組む。



※ 環境省では、TCFD について「TCFD シナリオ分析実践ガイド」を策定・公表することなどにより企業の取組を後押ししています。

<https://www.env.go.jp/policy/tcf.html>

※ 環境省では、SBT 及び RE100 について、手引きや事例紹介などを策定・公表することなどにより企業の取組を後押ししています。

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/intr\\_trends.html#no07](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/intr_trends.html#no07)

- ② **サーキュラー・エコノミー**に係る**サステナブル・ファイナンス促進**のための  
**開示・対話ガイダンス**に基づき、指標と目標を設定し、循環型社会への移行に取り組む。



※ 環境省では、循環型社会への移行について「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」を策定・公表することなどにより企業の取組を後押ししています。

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/115431.pdf>

# SMART形式の行動目標設定の際の参考情報(消費者庁からの情報提供)



## 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブの行動目標・評価指標例

食品製造事業者※における例

中長期的な目標	自社商品（食品表示基準の規定により栄養成分表示が免除される食品を除く。以下同じ。）のうち、1食分の量を設定できるものについて、その全ての容器包装の前面において、1食分当たりの栄養成分表示（熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）のほか、栄養素等表示基準値又は他の適切な参照値に対する割合を、アイコン形状等で分かりやすく表示（以下「前面表示」という。）する。
行動目標	1年目は準備期間とし、2年目から5年目にかけて、毎年、自社商品数の約25%相当分について新たに前面表示を行う。
実施期間	2023年4月～2028年3月
評価指標（KPI）	自社商品数に占める、前面表示を行う商品数の割合
評価指標の直近の数値	取組なし。
モニタリング手法	2年目以降、年に一度、上記KPIを集計する。

※ 食品流通事業者が、食品製造事業者でもある立場として、自社ブランド商品に取組を行う場合も含まれます。

# 関係省庁との連携(こども家庭庁、消費者庁)

- イニシアチブでは、こども家庭庁と消費者庁の協力の下、子ども向け減塩普及啓発資料を作成。
- 令和5年11月に福岡・大阪・東京で、子ども向けの減塩ワークショップを開催。
- この取組は、令和5年度食育白書の特集2「子供・若い世代を中心とした食育の推進」のコラムとして紹介。

## 【普及啓発資料(抜粋)】

## 【ワークショップ開催案内】

**表紙**

### 知っていますか？ 食塩のとりすぎ問題

～身近な栄養のおはなし～

食塩のとりすぎ問題って  
なんだろう？

食塩はどのくらい  
とっていいの？

食塩の量は  
どうやったら減らせる？

日々の生活に身近な食塩。  
あなたはどのくらい知っているかな？  
食塩にくわしくなって、減塩にチャレンジしてみよう！

名前

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

2023年度食育白書「食育の推進」特集2「子供・若い世代を中心とした食育の推進」の1ページに掲載されています。

**裏表紙**

ここまで読んでくれたあなたは減塩マスター！  
食塩についての発見や、やってみたい減塩方法などを  
メッセージカードに書いて、友達や家族にも教えてあげよう！

### 減塩アイデアメッセージ

もっと知りたい！  
と思った君へ

食塩や減塩についての情報は  
こちらの資料で詳しく調べることができます。

- 厚生労働省「日本人の食生活改善ガイド(2020年版)」<https://www.mhlw.go.jp/content/1/0904700/0500586553.pdf>
- 厚生労働省「食塩(ナトリウム)」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyoku-shokujiki.html>
- 国立研究開発法人 食塩(ナトリウム)・健康・栄養研究所 健康日本21(第二次)分析情報検索ウェブサイト「食塩について」  
[https://www.nibiohn.go.jp/eiken/kenkou/ippou21/download\\_files/other/topics\\_01.pdf](https://www.nibiohn.go.jp/eiken/kenkou/ippou21/download_files/other/topics_01.pdf)
- 特定非営利活動法人 日本薬師会「よくわかる薬の正しい使い方」  
[https://www.jpnh.jp/sinsei\\_genen-character.html](https://www.jpnh.jp/sinsei_genen-character.html)
- 公益社団法人 日本栄養士会「薬と食塩、上手に付き合ってください」  
<https://www.dietitian.or.jp/data/guide/>

この冊子を作るために協力してくれた皆さん

- 国立研究開発法人 食塩(ナトリウム)・健康・栄養研究所
- 特定非営利活動法人 日本薬師会
- 公益社団法人 日本栄養士会
- 小林 知未先生(武庫川女子大学)
- 佐藤 実和子さん(一般社団法人 シンク・ジ・アース)
- 武見 ゆかり先生(女子栄養大学)

情報はインターネットや  
本で調べることが  
おすすめです。

協力  
こども家庭庁 消費者庁

発行：厚生労働省 健康・生活衛生局 健康課 栄養指導室(2023年11月発行)

食塩をとりすぎるとどんなえいきょうがあるの？  
食塩とSDGsの意外な関係…？  
知っているようで知らない「食塩のとりすぎ」に注目！

### 子ども向け/ 減塩ワークショップ

開催日時  
2023  
11/25(土)

第1回: 10:30～11:30  
第2回: 13:30～14:30

対象  
小学5年生・6年生  
※対象学年でなくても、ご参加希望の場合、ぜひお申し込みください。

参加費  
無料

募集人数  
各回30名(先着順)

先生  
むこがわしほしがく こぼやし ともみ  
武庫川女子大学 小林 知未先生

会場  
日本科学未来館 7階  
コンファレンスルーム 火星・金星  
＜アクセス＞  
新交通ゆりかもめ「東京国際  
クルーズターミナル」駅徒歩約5分

当日は子ども  
だけで参加OK

ゲーム感覚で  
楽しく学べる

持ち物不要

毎日の食事に欠かせない「食塩」。  
実は日本のみなさんの1日当たりの  
食塩をとる量が、世界とくらべて  
多いことを知っていますか？  
「食塩」をとる量はその後の健康に  
いさようするため、このところから  
減塩に取り組むことが大切です。  
まずは、かんたんなワークショップを  
通じて、大学の先生や大学院生  
のお兄さんお姉さんといっしょに「食  
塩」「減塩」について学びましょう！

プログラム内容  
1. 食塩について正しい知識を学ぼう  
2. 減塩のためにできることを考え、  
発表してみよう！  
3. 食塩に関するゲームをしよう！  
※プログラム内の飲食はありません。

参加申し込みは申込フォームから受け付けています。

本イニシアチブは、厚生労働省主幹に、産学官等が連携して進めている組織体です。「食塩の過剰摂取」「若年女性のやせ」「経済格差に伴う栄養格差」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開します。日本はもとより、世界の人の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指します。  
詳しくはホームページで検索！ 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

イベントに関するお問い合わせ  
イニシアチブ運営事務局  
株式会社NTTデータ 経営研究所  
ライフパビリオン・エンタテインメント 新館、6階  
E-mail: food\_environment@nttdata-strategy.com

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

こども  
まんなか



# (参考)「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」の世界発信に向けたアクション (WHO選出事例として、本イニシアチブの取組がWHO報告書に掲載)

- 厚生労働省(栄養指導室)は、2022年のWHO公募(非感染性疾患及びメンタルヘルスの予防管理のためのマルチセクトラル・アクション(MSA)<sup>※1</sup>に関する各国案件募集)に対し、「**健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ**」を通じた産学官等連携による食環境づくりの取組について申請<sup>※2</sup>。 ※1 省庁間連携による取組 ※2 2022年4月
- 世界中から127件の申請あり。このうち、本イニシアチブを含め、WHOの採択基準を満たした95件(46か国)が受理・登録され、全体の分析や各案件の概要がWHO報告書として公表<sup>※3</sup>。 ※3 2023年9月  
(報告書本体) <https://www.who.int/publications/i/item/9789240074255> (報告書別添) <https://www.who.int/publications/i/item/9789240074279>
- WHOは、上記95件のうち、**世界に詳しく紹介すべき事例として20件を選出**。低中所得国から15件、高所得国から5件が選出され<sup>※4</sup>、本イニシアチブは高所得国からの1件として選定された。WHOからの要請の下、栄養指導室で作成した英文レポートはWHOに受理され、**WHO報告書<sup>※5</sup>として2024年5月に公表**。  
※4 20件中3件は英文レポートの受理に至らず、最終的に、低中所得国13件、高所得国4件(オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本)の計17件が報告書に掲載。  
※5 「非感染性疾患及びメンタルヘルスの予防管理のためのMSAに関する概要報告書」。NCDsに関する第4回国連総会ハイレベル会合(2025年開催予定)を見据え、WHOが取りまとめ。
- **「不健康な食事」への対策を主眼とした取組は、日本(本イニシアチブ)のみ。**

## WHO報告書(2024年5月公表)

### 本イニシアチブに関する主な記載内容

- 本イニシアチブの立ち上げ背景(厚生労働省検討会報告書、東京栄養サミット2021での日本政府コミットメント)
- 厚生労働省の役割と、関係省庁(こども家庭庁、消費者庁、環境省等)との連携
- 運営委員会、行動目標推進部会、全体会合等の目的、メンバー構成、開催頻度等
- 取組の主な成果(減塩の重要性に関する認知度向上、機関投資家等を交えた栄養とESGの議論の実施等)



# 関係省庁との新たな連携(金融庁との連携)

- 金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」(2024年5月28日開催)において、「多様化するサステナビリティ課題」の一つとして栄養・健康が紹介された。
- 金融庁作成資料には、厚生労働省「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」での資料が活用されるとともに、同検討会報告書において、我が国の重要な栄養課題として「食塩の過剰摂取」を取り上げていることが紹介されている。

その他

## 栄養・健康

■ 食品提供等を通じた栄養・健康への対応・貢献についても、規制動向や消費者嗜好の変化等の観点から、機会・リスク両面で事業に影響を及ぼし得るとして、ESG評価や投資方針等で、一定の加味を行う動きがある。

ESG評価ウエイトの一例 (%)

	ソフト ドリンク	加工 食品	食品 流通	食品 小売	総合 小売	ビール醸 造
炭素排出				0.1	0.2	
製品カーボンフットプリント	5.9	6.9	11.9	7.7	6.7	9.5
責任ある原材料調達	0.2	8.9	11.3	6.8	5.8	
水資源枯渇	13.6	12.6				18.2
包装材廃棄	16.1	9.6				13.4
有害物質と廃棄物管理		0.1				
労働安全衛生	5.9	1.4				9.2
人的資本開発		0.2		0.2		
労働マネジメント	0.3	0.1	1.6	16.7	15.2	
サプライチェーンと労働管理	2.3	1	0.7	0.8	11	
製品化学物質安全			0.8		0.3	
プライバシー & データセキュリティ				13.9	12.8	
製品安全品質	9.4	13.7	22.5	14	8.8	13.4
ヘルスケアへのアクセス		0.1				
栄養・健康の機会	13.4	12.4	10.5	6.8	5.8	3.3
ガバナンス	33	33	40.6	33	33.4	33

投資家による取組みの一例

政府が一昨年12月に開催した「東京栄養サミット2021」では、民間イニシアティブによる「Nutrition for Growth投資家宣言」が発表され、内外の大手機関投資家53社が署名している。

Nutrition for Growth投資家宣言 (抄)

責任ある投資家として栄養課題に取り組むことは、受益者に対する受託者責任と一貫し、投資家、企業および社会への相互利益がもたらされる行為であると認識しています。

私たちのエンゲージメントの目的は、食品・飲料会社が世界的な栄養問題に関連するビジネスリスクと影響を最小限に抑え、投資家の利益と社会への還元を高めることです。

(出典) MSCI ESG Industry Materiality Mapから抜粋  
 ※厚生労働省 第3回「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」資料2-2を基に作成  
 ※同検討会報告書では、本邦我が国が注力して取り組むべき主な栄養課題として、「食塩(ナトリウム)の過剰摂取」等を取り上げている。

## 「サステナブルファイナンス有識者会議」メンバー等名簿（2024年5月時点）

座長	水口 剛	高崎経済大学学長		
メンバー	足達 英一郎	株式会社日本総合研究所常務理事		
	安地 和之	一般社団法人全国銀行協会企画委員長 (株式会社三井住友銀行常務執行役員)		
	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員 運用本部副本部長 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー		
	小野塚 恵美	一般社団法人科学と金融による未来創造イニシアティブ 代表理事		
	岸上 有沙	特定非営利活動法人日本サステナブル投資フォーラム運営委員 Chronos Sustainability Ltd Specialist, Sustainable Investment	鳥海 智絵	日本証券業協会 サステナブルファイナンス推進委員会委員長 (野村證券株式会社 代表取締役副社長)
	佐藤 和夫	一般社団法人生命保険協会一般委員長 (日本生命保険相互会社 取締役専務執行役員)	長谷川 知子	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
	洪澤 健	コモンズ投信株式会社取締役会長 シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役 株式会社 and Capital 代表取締役 CEO	林 礼子	BofA 証券株式会社取締役副社長
	白井 祐介	一般社団法人日本損害保険協会 一般委員会委員長 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 取締役専務 執行役員)	藤井 健司	グローバルリスクアンドガバナンス合同会社代表社員 GFANZ 日本支部リード
	高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター教授	二木 聡	株式会社日本取引所グループ 常務執行役
	手塚 宏之	JFE スチール株式会社専門主監 (地球環境)	吉高 まり	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー (サステナビリティ)
			オブザーバー	財務省 経済産業省 環境省 日本銀行

出典：金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」メンバー等名簿 ([https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable\\_finance/jmembers.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/jmembers.pdf), 2024年6月12日アクセス)

# 第2期循環器病対策推進基本計画

- 「循環器病対策推進基本計画」は、法※<sup>1</sup>に基づき、国(厚生労働省)が策定。循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県循環器病対策推進計画の基本となるもの。

※1 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)第9条第1項

- 令和6年度から第8次医療計画等が開始することを受け、循環器病対策推進協議会等での議論を踏まえ、次期(第2期)計画を策定。

- **都道府県は、国の計画を基本とするとともに、当該都道府県の状況等を踏まえ、都道府県の計画を策定※<sup>3</sup>。**

※3 法第11条第1項に基づく義務規定

## 循環器病対策推進基本計画(令和5年3月28日閣議決定)

### 4. 個別施策

#### (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

##### (現状・課題)

また、令和4(2022)年3月に厚生労働省が立ち上げた「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ<sup>注</sup>」においては、特に重要な栄養課題として「食塩の過剰摂取」が掲げられており、健康に関心の薄い層を含め誰もが自然に健康になれる食環境づくりの推進に向け、産学官等の連携・協働による取組が進められている。

注 食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開するもの。

##### (取り組むべき施策)

**食塩の過剰摂取への対策として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」の活動を通じ、健康に関心の薄い層を含め誰もが自然に減塩できる食品の開発や広報活動等を推進する。**

# 食環境づくりの推進を通じた減塩の取組がもたらす 公衆衛生学的効果及び医療経済学的効果を推定するための研究

研究代表者：国立健康・栄養研究所 国際栄養情報センター 池田 奈由 先生

## 公募要領(抄)

### 【目標】

- (1) 令和6年度までに、海外の食品関連事業者の減塩の目標設定やそれを踏まえた取組等について文献レビューを行うとともに、食品関連事業者等が、日本人の食事摂取基準の目標量や世界保健機関の目標値等を参考に、減塩に関する目標を自主的に設定するための一助として食品関連事業者等向けの支援ガイドを作成する。
- (2) 令和7年度までに、**食環境づくりの推進を通じた減塩の取組がもたらす、国民及び都道府県民の食塩摂取量の減少、死亡・障害調整生命年(DALYs)の減少等を始めとした公衆衛生学的効果や医療経済学的効果を推定できるシミュレーションモデルを作成**する。

### 【求められる成果】

- 食品関連事業者等が、日本人の食事摂取基準の目標量や世界保健機関の目標値等を参考に、減塩に関する目標を自主的に設定できるようにするための支援ガイドの作成。
- 食環境づくりの推進を通じた減塩の取組がもたらす、国民及び都道府県民の食塩摂取量の減少、DALYsの減少等の公衆衛生学的効果や医療経済学的効果を推定できるシミュレーションモデルの作成。
- 上記シミュレーションモデルを**都道府県健康増進部局等が活用できるようにするための活用ガイドの作成**。

【研究費の規模】 年間12,000千円程度(間接経費を含む)  
研究実施予定期間 令和5年度～令和7年度

### 【採択条件】

- 研究協力者として、自治体での食環境づくりに係る実務経験及び公衆衛生に係る研究実績を有し、食環境戦略イニシアチブの内容について十分に理解する2名以上の自治体管理栄養士を含むこと。

# 健康日本21(第三次)

## 健康日本21(第三次)

### 第七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

#### 一 多様な主体による連携及び協力

**誰一人取り残さない健康づくりを効果的に展開するためには、行政だけでなく、地域の関係者や民間部門の協力が必要である。**保健、医療、福祉の関係機関及び関係団体並びに大学等の研究機関、企業、教育機関、NPO、NGO、住民組織等の関係者が連携し、効果的な取組を行うことが望ましい。**地方公共団体は、これらの関係者間の意思疎通を図りつつ、協力を促していくことが望ましい。**

#### 二 関係する行政分野との連携

**健康増進の取組を推進するには、国と地方公共団体のいずれにおいても、様々な分野との連携が必要である。**医療、食育、産業保健、母子保健、生活保護、生活困窮者自立支援、精神保健、介護保険、医療保険等の取組に加え、教育、スポーツ、農林水産、経済・産業、まちづくり、建築・住宅等の分野における取組と積極的に連携することが必要である。

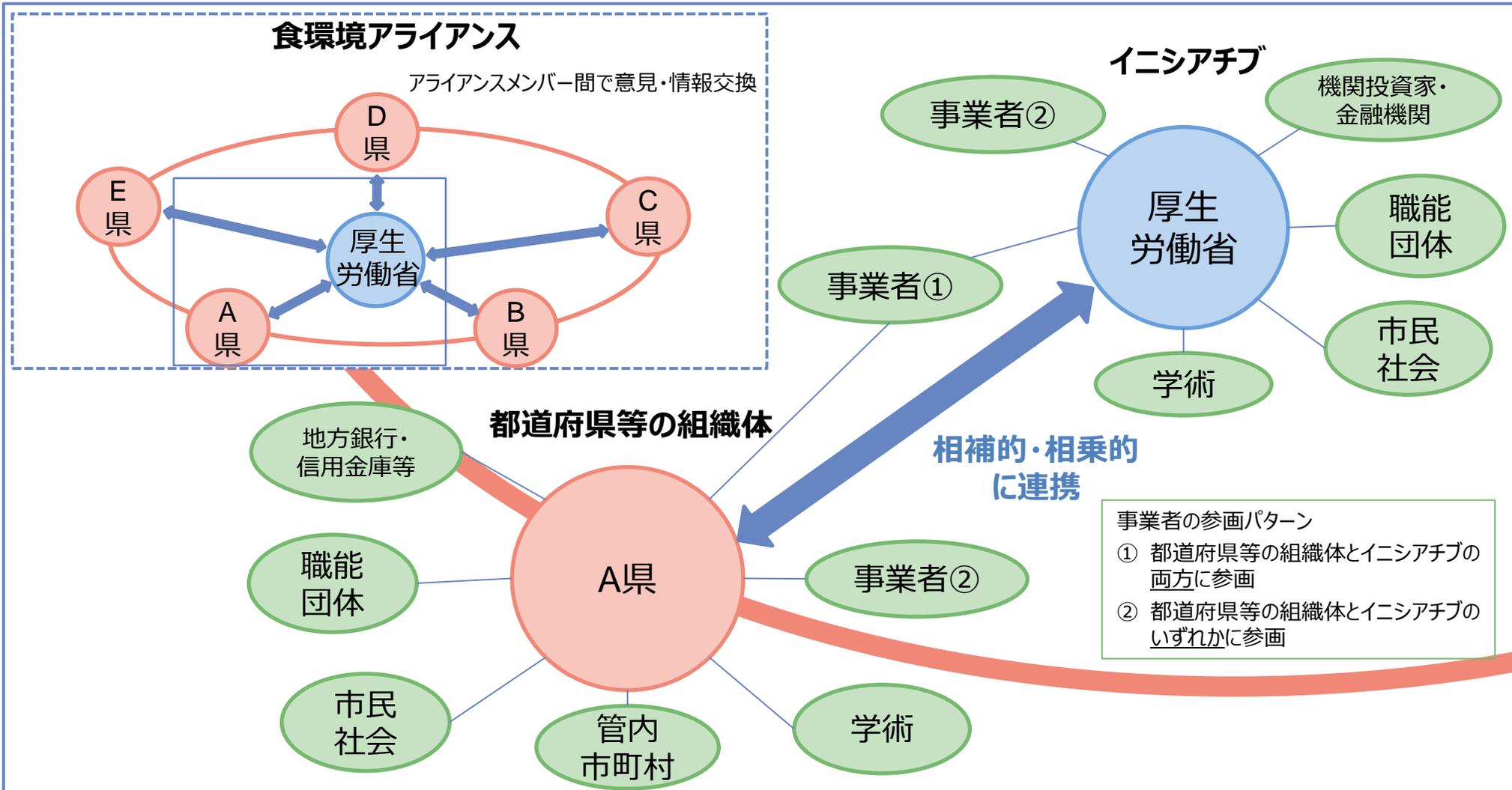
#### 三、四 略

#### 五 人材の育成

**健康増進の取組には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等の様々な専門職等が携わっており、国及び地方公共団体は、これらの人材の確保及び資質の向上に努めるものとする。**また、これらの人材が自己研鑽に励むことができるような環境整備を行う。加えて、これらの人材の連携(多職種連携)が進むよう支援を行う。

# 健康的で持続可能な食環境づくりのための国・都道府県等アライアンス (食環境アライアンス)の構築(2024年6月募集開始)

- 都道府県等は、国と連携することにより、イニシアチブ※の人的・物的等リソースを活用し、健康的で持続可能な食環境づくりを効果的・効率的に推進することができる。  
※「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」
- 都道府県等の組織体とイニシアチブの両方に参画する事業者は、両者それぞれのインセンティブを享受することができる。



# 食環境アライアンスの活動内容

活力ある持続可能な社会の実現に向けて、国と都道府県等が連携し、全国各地で産官(又は産学官等)連携による食環境づくりを進めていく必要があります。そのために食環境アライアンスでは、都道府県等での新たな食環境づくりを支援します。

1. イニシアチブの取組を活発化させるための各都道府県等の取組内容等を共有するための定期的な会合（オンライン）の開催
2. 各都道府県等の取組の成果や課題等の情報共有
3. その他食環境アライアンスの目的に沿った活動

# 食環境アライアンスの今後の予定(2024年度)

※ 詳細が決まり次第、順次更新をします。変更の可能性がありますので、ご了承ください。

## 活動状況

8月21日(水)	第1回都道府県等連絡会
9月上旬	有識者意見交換会(イニシアチブにて開催)
11月上旬	子ども向けワークショップ(イニシアチブにて開催)
12月上旬	第2回都道府県等連絡会
12月上旬	全体会合(イニシアチブにて開催)
2月中旬	ESG意見交換会(イニシアチブにて開催)

出典：「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」専用サイト (<https://sustainable-nutrition.mhlw.go.jp/alliance>, 2024年7月5日アクセス)



食環境アライアンス 概要ページ



食環境アライアンス 都道府県等参画ページ

# 令和6年度診療報酬・介護報酬改定における栄養情報連携の推進

## 診療報酬

## 介護報酬

新設

### 栄養情報連携料

70点/入院中1回

#### <対象者>

- ① 入院栄養食事指導料を算定した患者  
(改定前の栄養情報提供加算と同様)

栄養指導内容及び入院中の栄養管理に関する情報を他の医療機関、介護保険施設等の医師又は管理栄養士に情報提供

- ② ①に該当しない場合であって、栄養管理計画が策定されており、退院後に他の医療機関、介護保険施設等に転院又は入所する患者

入院中の栄養管理に関する情報を転院又は入所する先の他の医療機関、介護保険施設等の管理栄養士に、対面又は電話等により説明の上、情報提供

介護保険施設から入院し、施設に再入所

医療機関から入所

医療機関

介護保険施設

介護保険施設から入院

退院後

退所後

対象  
拡大

### 再入所時栄養連携加算

200単位/回

#### <対象者>

介護保険施設から医療機関に入院し、再度同じ施設に入所する者のうち、厚生労働大臣が定める**特別食**又は**嚥下調整食が必要な者**※

介護保険施設の管理栄養士が医療機関で行われる栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、**医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成**

※改定前：入院中に経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となった者

新設

### 退所時栄養情報連携加算

70単位/回

#### <対象者>

厚生労働大臣が定める**特別食を必要とする入所者**又は**低栄養状態にある入所者**

介護保険施設の管理栄養士が、**退所先の医療機関等に対して、当該入所者の栄養管理に関する情報を提供**

他の医療機関



他の介護保険施設



在宅担当医療機関



介護支援専門員※



※退所時栄養情報連携加算のみの提供先

等

# 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

○令和2年4月から、後期高齢者の保健事業について、広域連合と市町村が連携し、市町村において国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業と一体的に実施できるよう、「**高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施**」(以下、一体的実施)の取組が開始された。一体的実施は令和6年度までに全ての市町村で展開することを目指しており、全体の98%の市町村で一体的実施が実施される予定である。

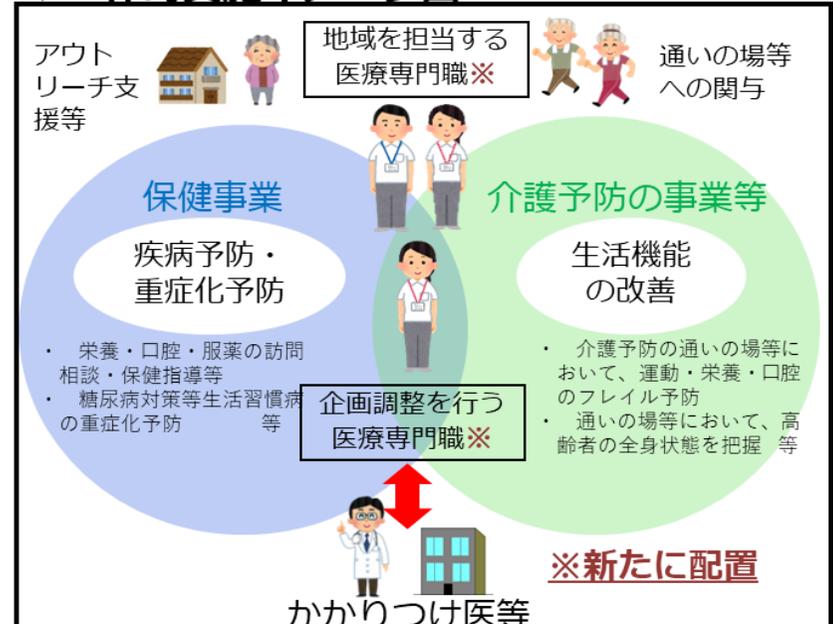
○一体的実施における、企画調整担当・地域を担当する医療専門職の人員費については、財政支援を行っている。**一体的実施の枠組みにおいて、低栄養に取り組む市町村数は555(31.9%)、糖尿病性腎症重症化予防に取り組む市町村数は805(46.2%)**となっている。**医療保険担当部局、介護保険担当部局、健康増進担当部局等が目標や取組内容を共有し、連携して事業に取り組む体制を構築する必要**がある。

○こうした取組状況等を踏まえ、令和6年3月に「**高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第3版**」「**糖尿病性腎症重症化予防プログラム**」を改定した。各保険者においては、第3期データヘルス計画以降、標準化された共通評価指標により事業検証を行うこととなる。都道府県・市町村においては、健康増進計画等、関連する計画も勘案し、低栄養対策・糖尿病性腎症重症化予防等、実効性の高い保健事業の取組を推進していただきたい。

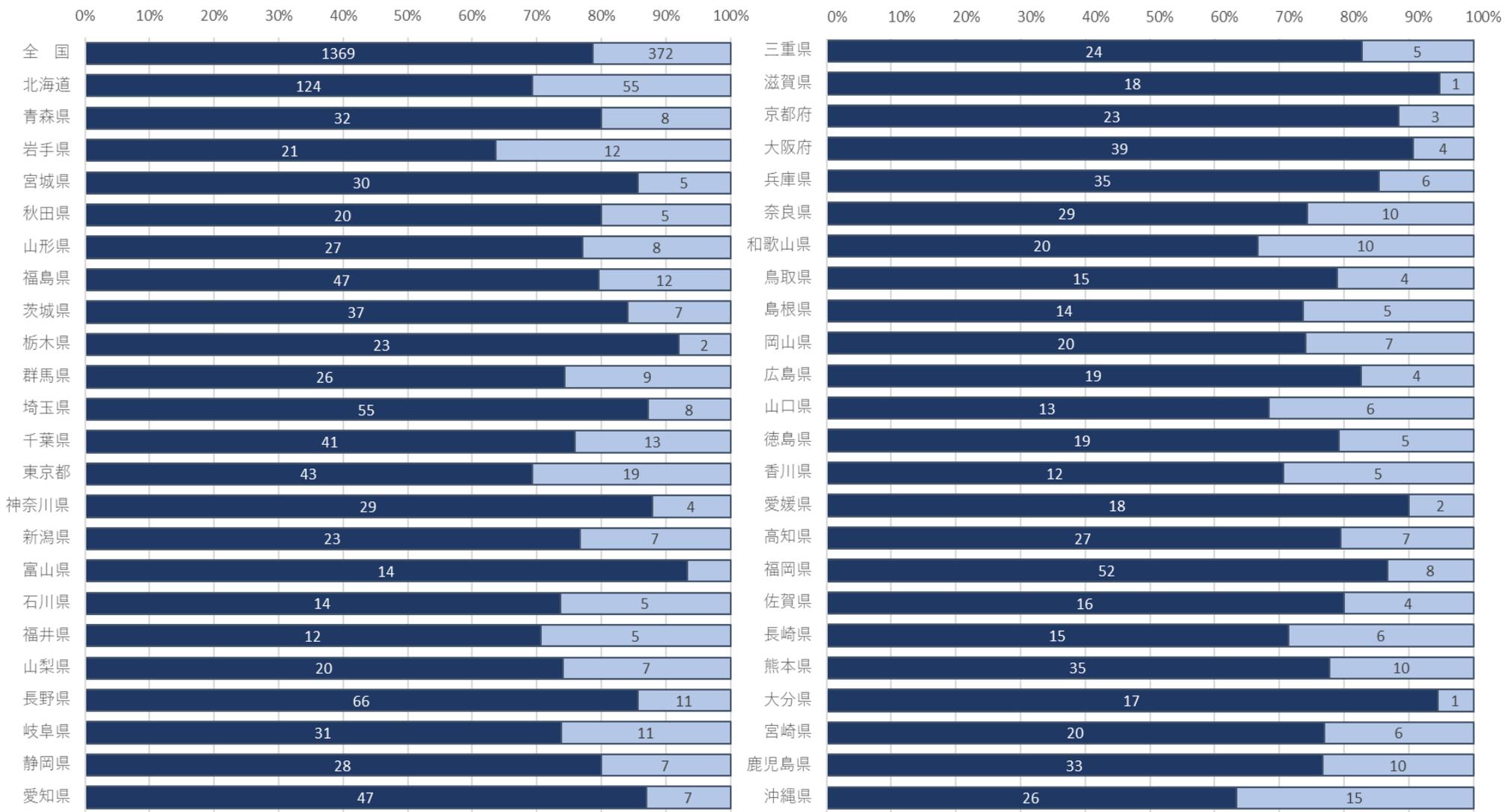
## ▼保健事業と介護予防の現状と課題



## ▼一体的実施イメージ図



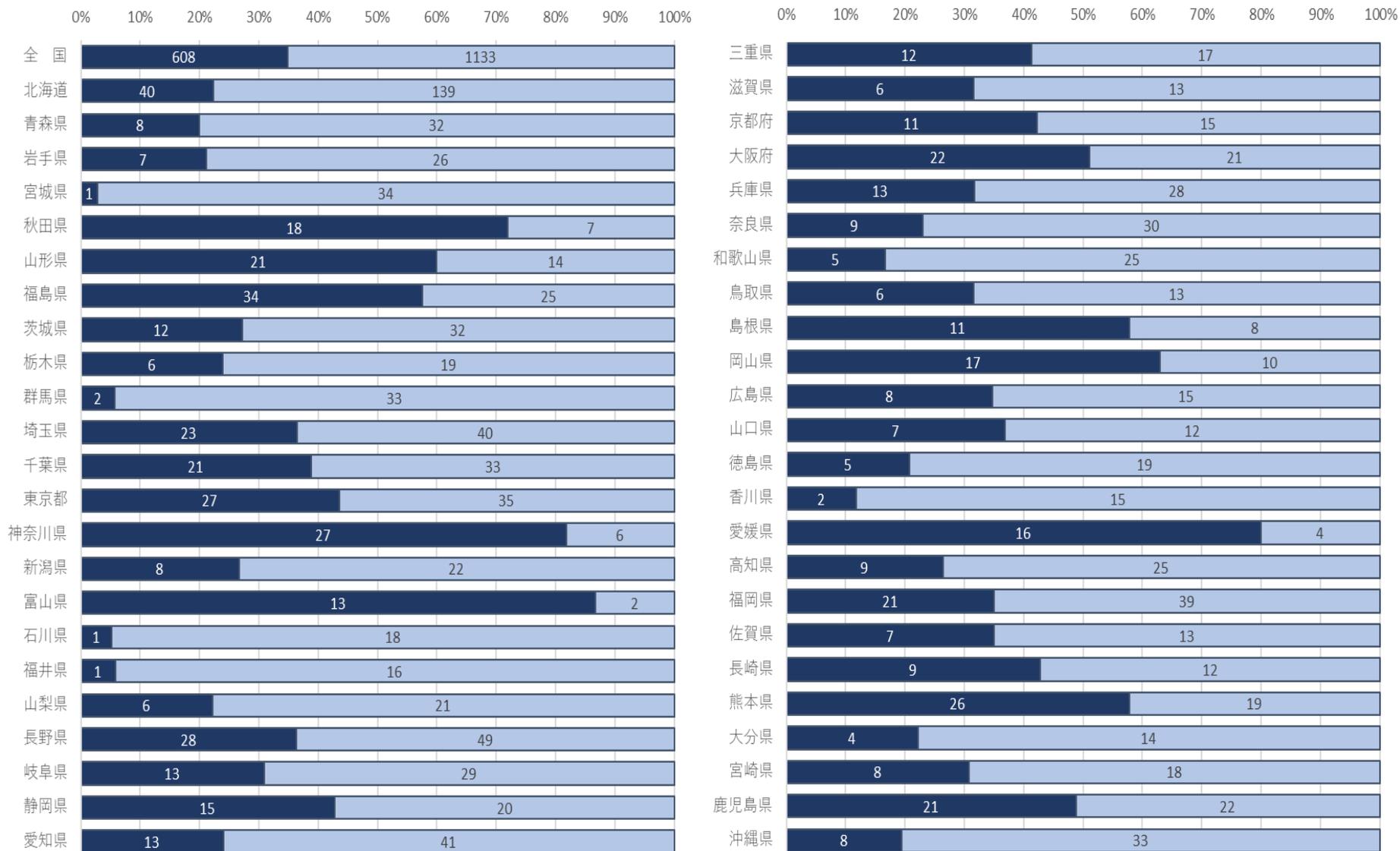
# (参考)低栄養事業(ポピュレーションアプローチ)実施市町村数



※ 令和5年度一体的実施状況調査 ■ 実施市町村 ■ 未実施市町村

数字は令和6年度予定も含めた市町村数、都道府県内市町村数を分母として割合を示す(令和6年度予定も含む。)

# (参考)低栄養事業(ハイリスクアプローチ)実施市町村数



※ 令和5年度一体的実施状況調査 ■ 実施市町村 ■ 未実施市町村

数字は令和6年度予定も含めた市町村数、都道府県内市町村数を分母として割合を示す(令和6年度予定も含む。)

## 公衆衛生領域を中心とした自治体栄養士育成プログラム開発のための研究

研究代表者：大阪公立大学大学院 生活学研究科 食環境学分野 由田 克士 先生

### 公募要領(抄)

#### 【目標】

国民の健康寿命の延伸に向けて、自治体栄養士には各地域の特性や栄養課題を踏まえた効果的な公衆衛生活動が求められるが、**都道府県、市町村ともに自治体栄養士の数は少なく、時に数年から10年程度にわたり採用がないなど、各自治体単独では、年次に応じた系統立った人材育成を行うことが困難な状況**にある。このため、**こうした課題の解消につながる自治体横断的な人材育成プログラムの開発が必要**であり、中でも、自治体栄養士の主要な配置先である公衆衛生領域を中心としたプログラムの開発が急務である。

そこで本研究では、

- (1) 主要保健関連職種のキャリアラダー等に基づく人材育成プログラムに関する文献や各種レビューのほか、自治体栄養士向けの人材育成プログラムに関するレビューを行い、
- (2) その実態や課題を踏まえた上で、**公衆衛生領域を中心とした自治体栄養士のキャリアラダーモデルとそれに基づく人材育成プログラムを開発**する。

#### 【求められる成果】

- 主要保健関連職種のキャリアラダー等に基づく人材育成プログラム及び自治体栄養士の人材育成プログラムに関するレビュー
- レビュー結果を踏まえた、公衆衛生領域を中心とした自治体栄養士のキャリアラダーモデルとそれに基づく人材育成プログラム開発

#### 【研究費の規模等】

- 研究費の規模： 年間 6,000千円程度(間接経費を含む)
- 研究実施予定期間： 令和2年度～令和4年度

#### 【採択条件】

- 研究協力者として、自治体での公衆衛生領域に係る研究実績を有する2名以上の自治体栄養士(管理栄養士)を参画させること。

## 統括的役割が期待される行政管理栄養士の自己評価尺度の開発のための研究

研究代表者：国立保健医療科学院 和田 安代 先生

### 公募要領(抄)

#### 【目標】

- 近年、栄養施策は医療・介護・福祉を含めた様々な領域において推進が図られてきており、行政管理栄養士の配置先も、健康増進部局はもとより、他の様々な部局に広がってきている。
- こうした中、特に、**様々な部局に行政管理栄養士が配置されている自治体においては、統括的役割を果たす行政管理栄養士の存在が今後一層重要になると考えられる。しかし、統括的役割が期待される行政管理栄養士が自身のスキル等を評価できるツールは、現時点ではほとんど開発されていない。**
- 本研究では、行政における他の保健職種に関する先行研究のレビューや、現に統括的役割を有する行政管理栄養士を対象とした調査等を行った上で、**統括的役割が期待される行政管理栄養士の自己評価尺度を開発**する。

#### 【求められる成果】

- 行政における保健職種等の統括的役割に関する先行研究のレビューを行い、行政管理栄養士に期待される統括的役割を検討。
- 現に統括的役割を有する複数の行政管理栄養士を対象に、質的方法等により尺度案を作成する。さらに、尺度案の妥当性等を検証。
- これらの結果を踏まえて、妥当性等が確保された自己評価尺度を開発。

【研究費の規模】 年間6,000千円程度(間接経費を含む)

研究実施予定期間 令和6年度～令和7年度

#### 【採択条件】

- 行政管理栄養士の人材育成について複数の研究実績を有する(若手研究者については、同専門知識又は研究実績を有することとする。)とともに、食環境戦略イニシアチブなどの食環境づくりを始めとした部局・領域横断的な取組について十分に理解する者を研究代表者及び研究分担者とする研究班体制が構築されていること。
- 研究協力者として、行政管理栄養士の人材育成に係る研究実績を有し、食環境戦略イニシアチブの内容について十分に理解する2名以上の行政管理栄養士を含むこと。

## 「誰一人取り残さない栄養政策の推進に向けた自治体における実践に関する研究」

- 令和3～5年地域保健総合推進事業では、健康日本21(第三次)を踏まえた「将来を見据えた、地域における栄養政策の企画・立案手法に関する研究」や「誰一人取り残さない新たな栄養課題に対応する政策の推進に向けた行政栄養士の人材育成体制構築基盤研究」を実施し、**人材育成や組織体制について必要な要素を提言した。**
- 本研究では、自治体において健康日本21(第三次)を着実に推進し、誰一人取り残さない栄養政策を展開できるよう、これまでの研究成果や、健康日本21(第三次)に基づく新たな施策と関連する計画(第8次医療計画、循環器病対策推進基本計画等)を踏まえ、
  - **既存事業を活用した新たな視点の取組を収集・分析し、実施プロセスを明らかにした上で、**
  - **それらが標準的な手法となるよう、既存事業に他部署等との連携や健康経営等の新たな視点を加えた「誰一人取り残さない栄養政策の推進に向けたプランニングガイド(仮称)」を作成する。**

# 管理栄養士における生涯教育の充実(管理栄養士専門分野別育成事業)

- 高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図るため、厚生労働省の委託事業(委託先：日本栄養士会)として、2013年度から「管理栄養士専門分野別育成事業」を実施。
- 特定の専門分野で一定年数の実務に従事し、自己研鑽に努め、栄養の指導に関する実績を有する者を、生涯教育の一環として認定していくことをねらいとし、高度な専門技術の獲得のために、本事業で特定の専門分野における学会との共同認定の仕組みやプログラムの構築、既存プログラムの実施及び検証等を実施。
- 2023年度からは、新たな専門領域として、公衆衛生職域の中堅期以降を対象とした「公衆衛生専門管理栄養士(仮称)」の認定に向けた検討を実施。

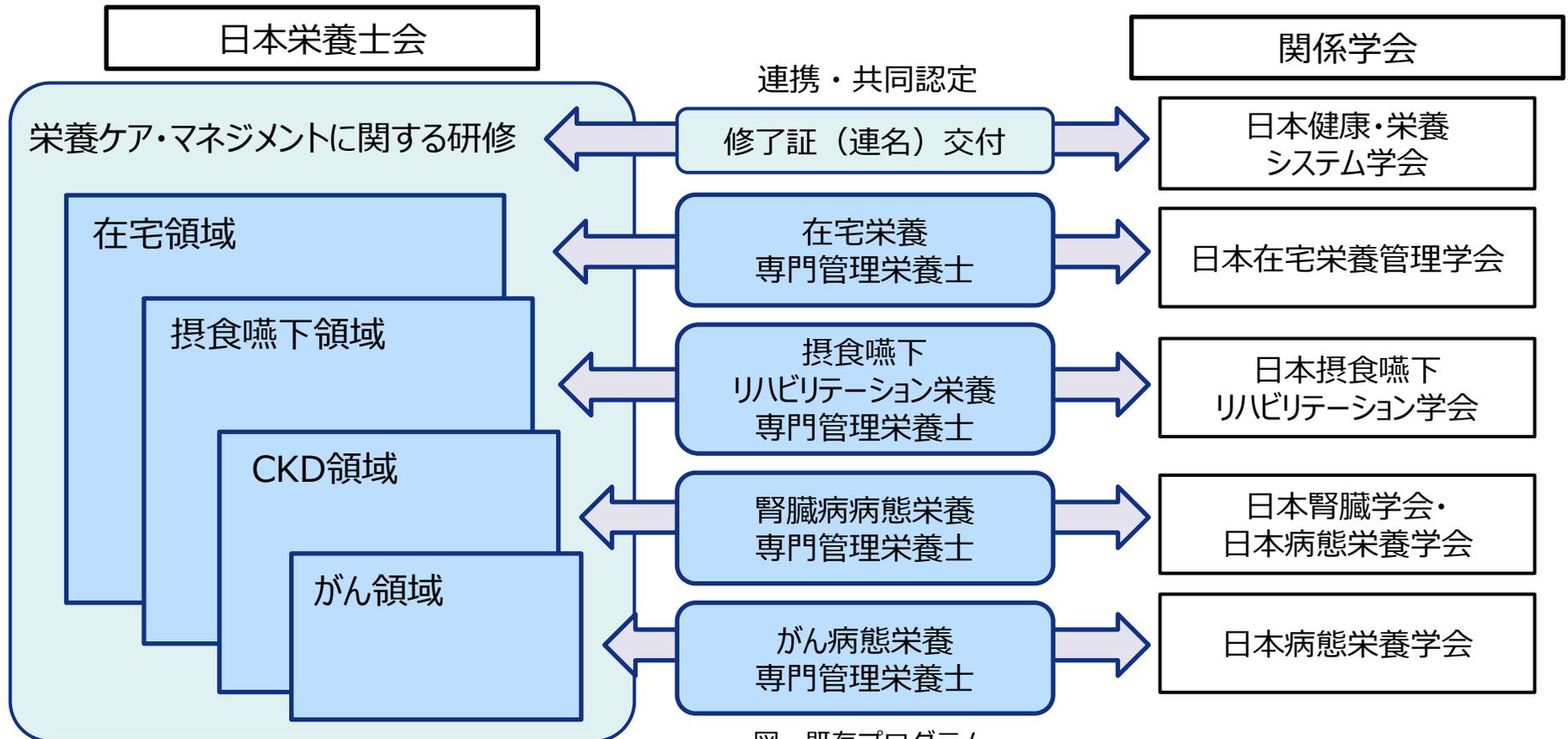


図 既存プログラム

# 管理栄養士国家試験出題基準における「地域診断」の記載

- 2018(平成30)年度の管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)改定において、応用力試験の出題のねらいとして「地域診断」が記載され、2022(令和4)年度の改定でも踏襲された。
- 具体的には、「地域診断に基づき、社会資源を有効活用し、食環境整備等のアプローチを含めて地域の栄養課題の解決を図る」ことが、管理栄養士に期待される業務の一つとして示されている。

## 応用力試験

### 〈出題のねらい〉

○個人又は集団のライフステージ、ライフスタイル、身体状況、栄養状態、食環境等の状況を踏まえ、管理栄養士として、多職種連携による栄養ケア・マネジメント等を実践する上で必要とされる知識、思考・判断力を問う。

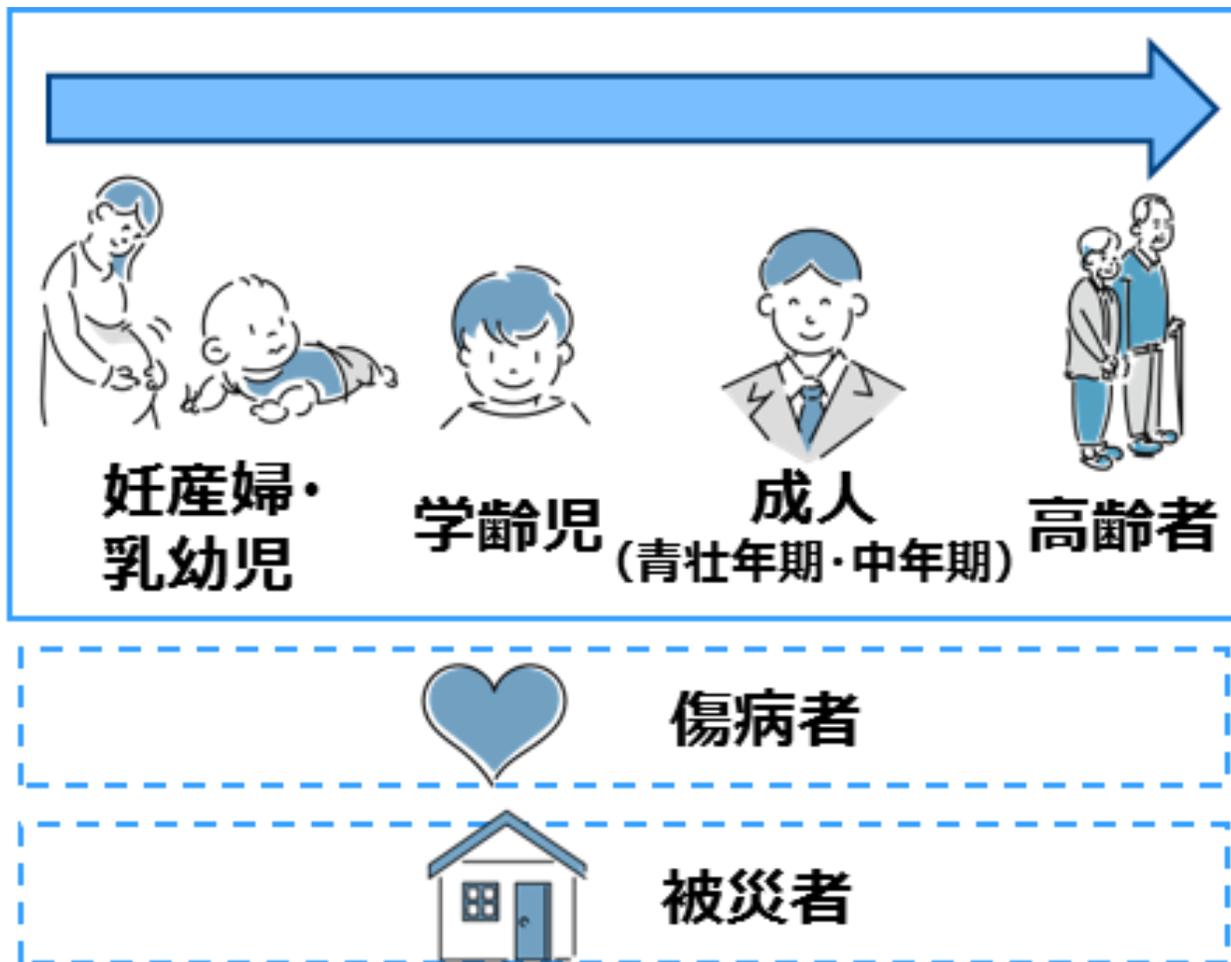
○地域診断に基づき、社会資源を有効活用し、食環境整備等のアプローチも含めて地域の栄養課題の解決を図る上で必要とされる知識、思考・判断力を問う。

大項目	中項目
1 栄養管理	A 個人の身体状況、栄養状態及び病態に応じた適切な栄養補給、食事に関するマネジメント
	B 特定の集団や地域における人々の健康・栄養状態や社会資源に応じた適切な食事や食生活の支援に関するマネジメント

※ マネジメントとは、アセスメント、計画、実施、モニタリング、評価、フィードバックのいずれかの過程の状況に関することとする。

# 「誰一人、どの地域も取り残さない」栄養政策になっているか？

(取り残されている人たち、取り残されそうな人たちはいないか？)



# 離島・山間地域では 栄養改善の取組を促進する4つの要因がある

再掲

日本の離島・山間地域では、リソースを拡大・最大活用しながら「誰一人、どの地域も取り残さない栄養改善の取組」を実施していくに当たり、4つの促進要因が重要な役割を果たしている。地域の状況や取組内容によってこの4つの促進要因の軽重は異なるが、いずれの離島・山間地域においても共通して重要となるものである。

## < 離島・山間地域における、誰一人取り残さない栄養改善の取組の4つの促進要因 >

### 関係者間の課題共有と 連携の構築

地域住民と接する中で拾い上げた栄養・食生活に関する課題や栄養改善の重要性を組織内外の様々な関係者に共有し、地域に対する互いの危機感や想いを尊重し合いながら関係性を深めることで、地域全体が領域を超えて連携・協力するための基盤を作る。

### 計画や仕組みの活用による 地域での展開

限られた条件下でも実行可能かつ有効な取組を企画し、組織の各種計画や仕組みを活用することで、関係者を巻き込みながら確実に業務を遂行する。

### 使命感とリーダーシップ

管理栄養士・栄養士の数が限られる地域において、所属組織や地域からも活躍を期待される中、この地域の栄養課題の解決に貢献したいという使命感の下、栄養改善の取組を推進するために組織の枠組みに留まらない視点を持ち、リーダーシップを発揮する。

### 自己研鑽と 成長機会の獲得

人口減少や高齢化等を背景に変化する栄養課題に取り組むため、自己研鑽を重ねて知識やスキルを日々アップデートする。また、各組織だけでは十分な人材育成のための資源が得られないこともあるため、他団体の研修や学会に参加するなど成長の機会を積極的に獲得しようとする。

2023年度 厚生労働省予算事業「令和6年度の国内外への情報発信に向けた、東京栄養サミット2021を踏まえた日本の栄養改善の取組の進捗等に関する調査等一式」において作成

# まとめ

- 誰一人取り残さない栄養改善の取組の推進に当たっては、組織内外の様々な関係者との連携が必要となる。
- 多くの自治体において行政栄養士の配置に限りがある中、誰一人取り残さない栄養改善の取組の推進に当たり、組織内外のそれぞれにおいて、人・物・情報等のリソースの拡大・最大活用に取り組むことが重要となる。また、「4つの促進要因」※は、全ての自治体、行政栄養士にとって参考になると考えられる。

※ 使命感とリーダーシップ、自己研鑽と成長機会の獲得、関係者間の課題共有と連携の構築、計画や仕組みの活用による地域での展開

- 厚生労働省では、行政栄養士の資質向上に向けて様々な研究事業、予算事業等を実施している。各自治体には、これらの成果を活用しつつ、新任期のみならず、中堅期以降も含めた人材育成を継続的に実施していくことが期待される。